

I 実施要項

中堅教諭等資質向上研修実施要項

和歌山県教育委員会

1 目的

中堅教諭等資質向上研修は、中堅教諭等に対して、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じて、必要な事項に関する研修を実施し、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る。

2 対象

中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下「研修教員」という。）は、次の者とする。

- (1) 在職期間が原則10年に達した者（ただし、養護教諭及び栄養教諭を除く。）
- (2) (1)以外の者で、和歌山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が中堅教諭等資質向上研修の対象とする必要があると認める者

3 実施主体

研修は、県教育委員会が実施する。

4 研修内容

県教育委員会は、別に定める研修内容により、教育センター学びの丘等において8日間の研修を、主として夏季・冬季の長期休業期間中に実施する。また、学校等において15日間の研修を、主として課業期間中に実施する。

5 評価及び研修計画

- (1) 校長は、県教育委員会が定めた評価基準、研修内容に基づき、評価案及び研修計画案を作成し、県教育委員会（市町村に係る県費負担教員については、当該市町村教育委員会を通して）に提出する。

なお、作成に当たっては、研修教員から自己評価や研修への要望等を聴取することが望ましい。

- (2) 県教育委員会（市町村に係る県費負担教員については、当該市町村教育委員会）は、校長から提出された評価案及び研修計画案について、必要な調整を行い、決定する。
- (3) 当該市町村教育委員会は、研修教員に係る評価及び研修計画を、県教育委員会に提出する。

6 実施報告書

校長は、研修終了後、研修教員の能力、適性等を評価基準により再び評価し、その結果及び各実施報告書を県教育委員会（市町村に係る県費負担教員については、当該市町村教育委員会を通して）に提出する。

7 実施協議会

- (1) 県教育委員会は、円滑かつ効果的に研修を実施するため、中堅教諭等資質向上研修実施協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次の事項を協議する。

ア 評価及び研修計画

イ その他実施上の諸課題

- (2) 協議会は、別表1をもって組織し、事務局を教育センター学びの丘に置く。

8 校内体制

- (1) 校長は、校内研修計画に基づき、教育センター学びの丘等において研修教員が習得した知識や経験をもとに、主として校内において研修を実施する。
- (2) 校長は、校内における協働的な指導体制を確立するため、研修の実施体制を校務分掌組織として位置づける。

9 実施要項細則

研修に関する必要な事項については、「中堅教諭等資質向上研修実施要項細則」で定める。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は県教育委員会が定める。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

- 附 則
この要項は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則
この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

中堅教諭等資質向上研修の実施体制

中堅教諭等資質向上研修実施協議会	
委員長	学校教育局長
委員	教育政策課長
委員	教職員課長
委員	人権教育推進課長
委員	生涯学習課長
委員	県立学校教育課長
委員	特別支援教育課長
委員	義務教育課長
委員	健康体育課長
委員	教育支援課長
委員	紀北教育事務所長
委員	紀南教育事務所長
委員	教育センター学びの丘所長

備考 総務課長、文化遺産課長及び夜間中学設置準備室長は、必要に応じて委員として加わるものとする。

